

# 空家等対策計画を策定

問合せ 市民連携室

近年、人口減少や高齢化などの進展に伴い、全国的に空家が増加してします。特に、適切に管理されていない空家は、そのままの状態では放置され、保安上、衛生上、景観上など多岐にわたる問題が生じ、地域の皆さんの生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

市は、空家などの対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「岩見沢市空家等対策計画」を策定しました。

## 計画の概要

計画期間 平成 30 年度から平成 34 年度まで  
対象とする空家の種類 法律で規定する空家等

## 基本方針

倒壊などの事故や火災、犯罪を未然に防止し、市民にとって安全・安心な生活環境の保全と空家等の活用の促進

## 空家等とは？

法律では「空家等」と「特定空家等」の2つの基準が示されています。

### 空家等

1年を通じて使用実績がない建築物または附属工作物とその敷地

### 特定空家等

放置すれば倒壊など保安上危険なもの、衛生上有害となるおそれのあるもの、景観を損なっているものなど

## 空家等対策の取り組み

### 空家等の発生抑制

#### ●所有者などの管理意識の醸成

所有者などには、助言や指導の徹底を図るとともに、市民の皆さんには、空家にしないための対策や将来に向けての利活用などを周知・啓発します。

### 相談・実施体制の整備

#### ●相談体制の整備

空家等の相談は、適切な管理や活用に関するものから悪影響を及ぼしているものまで幅広いため、関係部署と連携して対応します。

民事上の問題については、専門の相談窓口を紹介するなど、相談体制の充実に努めます。

#### ●関係団体・機関などとの連携

空家等については、売買や解体、落雪による事故など、関係法令が多岐にわたるため、関係団体・機関との連携を密にし、目的に応じた連携体制をとります。

### 空家等の利活用および支援

#### ●流通による活用の促進

空き家バンクやマイホーム借上げ制度を通じ、空家やその跡地の利活用を図ります。

#### ●住宅取得に係る支援

市外から移住し、住宅購入する方へ助成金を交付しています。

#### ●改修による空家等の再生支援

耐震改修費用の一部を助成しています。

#### ●特定空家の除却（解体）の支援

国の制度を活用した除却支援制度を創設します。

#### ●金融機関との連携

優遇金利で空家等の除却（解体）の資金融資を受けることができるよう金融機関との連携を図ります。

### 適切に管理されていない空家等への対策

#### ●特定空家等の判定

建築士会などと協力し、特定空家等の判定を行い、空家の状態を把握します。

#### ●所有者などへの助言や指導など

所有者などに対して、助言や指導といった法令に基づく措置を講じていきます。

岩見沢市空家等対策計画は、市役所本庁、北村・栗沢両支所の情報公開コーナー、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターまたは市ホームページでご覧いただけます。



空家をお持ちで、お困りの方はご相談ください！

